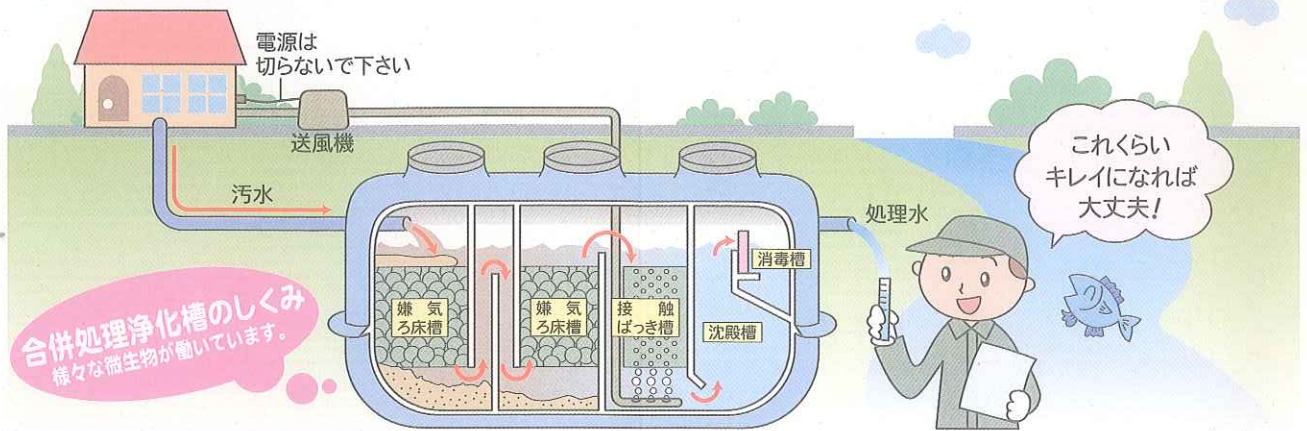


浄化槽を使う上での心がけ



天ぷら油は、そのまま流さずに古紙などに染み込ませてから可燃ごみとして捨てましょう。



食べ残しなどを流さないようにしましょう。洗剤は石けんなどの分解性の高いものを適量使いましょう

トイレは、トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。



浄化槽の上に物を置かないようにしましょう。またマンホールの蓋は必ず閉めておきましょう。



便器の掃除には、塩酸などを含む製品は使わないでください。



浄化槽法定検査を受けないと?

～行政～
指導・勧告
法第7条の2・法第12条の2

命令

命令に違反すると

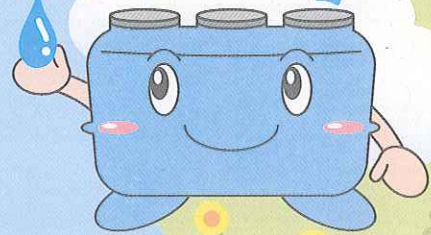
罰則

30万円以下の過料

第66条の2
第7条の2第3項又は第12条の2第3項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の過料に処する。

子どもたちに きれいな水を

浄化槽を正しく使いましょう



私たちは、毎日の生活の中でたくさんの水を使用しています。その水の多くは汚水となり、川などに流れていきます。しかし、使った水を汚れたまま川に流してしまつては、美しく豊かな自然は破壊されてしまいます。大切な環境を守るため、汚水を処理して、きれいな水にする必要があります。その役割を担うのが浄化槽です。

浄化槽にその機能を十分に発揮させるため、正しく使用し、保守点検

合併処理浄化槽への転換に努めましょう

補助については、市町村にお問い合わせください。



BODとは…!

水の中に含まれる汚れを微生物が食べて分解するときに使われる水の中の酸素の量です。川や排水などの汚れの程度を表します。

[浄化槽に関する相談、問い合わせは下記で受け付けています]

各市町村浄化槽担当課

- 埼玉県中央環境管理事務所
さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 ☎048-822-5199
- 埼玉県西部環境管理事務所
川越市新宿町1-1-1 川越地方庁舎 ☎049-244-1250
- 埼玉県東松山環境管理事務所
東松山市六軒町5-1 東松山地方庁舎 ☎0493-23-4050
- 埼玉県秩父環境管理事務所
秩父市東町29-20 秩父地方庁舎 ☎0494-23-1511
- 埼玉県北部環境管理事務所
熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎 ☎048-523-2800
- 埼玉県越谷環境管理事務所
越谷市越ヶ谷4-2-82 越谷合同庁舎 ☎048-966-2311
- 埼玉県東部環境管理事務所
杉戸町清地5-4-10 ☎0480-34-4011
- 埼玉県環境部水環境課
さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-3083



埼玉県のマスコット(コバトン)